

**改正**

平成22年12月27日条例第38号

平成27年3月25日条例第12号

松浦市子ども医療費助成に関する条例

(目的)

**第1条** この条例は、子どもを養育している保護者に対し、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの健やかな育成に寄与し、もって児童福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 出生の日から18歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 乳幼児 子どものうち出生の日から6歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (3) 保護者 子どもの親権者又はその他の者で、子どもを現に監護し、かつ、本市に住所を有する者をいう。
- (4) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
  - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
  - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
  - ウ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
  - エ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
  - オ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
  - カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 保険給付 医療保険各法に規定する療養の給付、保険外併用療養費、療養費、家族療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費をいう。
- (6) 負担金 医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額（入院時食事療養費の標準負担額は除く。）をいう。

(助成対象者)

**第3条** この条例において医療費の助成の対象となる子ども（以下「助成対象者」という。）は、

次の各号に掲げる全ての要件を備えているものとする。ただし、市長が必要であると認める場合は、この限りでない。

- (1) 本市に住所を有すること。
- (2) 保護者に扶養されていること。
- (3) 前条第4号に掲げる医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であること。
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けていないこと。
- (5) 婚姻していないこと又は婚姻したことがないこと。

(助成の額)

**第4条** 助成対象者に係る保険給付につき、当該助成対象者の保護者が負担金を支払った場合には、市長は、その負担金から保険医療機関等ごとに1日につき800円（1月につき、その額が1,600円を超えるときは1,600円）を控除した額を保護者に対して助成するものとする。

2 前項の助成は、法令の規定により、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付及び保険者の負担による付加給付がある場合は、当該助成額からその額を控除するものとする。

(受給資格の認定)

**第5条** 保護者は、前条に定める助成を受けようとするときは、規則で定めるところにより、受給資格の認定を受けなければならない。

(受給者証の交付)

**第6条** 市長は、前条の規定により受給資格の認定を受けた者（以下「受給者」という。）に対し、規則で定めるところにより、受給者証を交付する。

(助成の方法)

**第7条** 第4条に定める医療費の助成は、規則で定めるところにより、受給者の申請に基づき行うものとする。

2 前項に定める申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る助成額を決定し、申請者に支給するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、助成対象者である乳幼児が、市長が定める保険医療機関等において保険給付を受けたときは、受給者が当該保険医療機関等に支払うべき負担金について、当該受給者に対し第4条に定める助成額として支給すべき額の限度において、当該受給者の代わりに、当該保険医療機関等の請求に基づき支払うことができる。

4 前項の規定による支払いがあったときは、受給者に対し、この条例に定める乳幼児に対する医療費の助成があったものとみなす。

(助成金の返還)

**第8条** 市長は、偽りその他の不正行為により、助成金を受けた者があるときは、その者から当該支給をした金額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の譲渡等の禁止)

**第9条** この条例による助成を受ける権利は、他に譲り渡し、又は担保に供することができない。

(届出義務)

**第10条** 受給者は、規則で定める事項に該当するに至ったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、受給者が正当な理由がなく前項の規定による届出をしないときは、医療費の助成を一時差し止めることができる。

(委任)

**第11条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年10月1日から施行し、同日以後の診療に係る医療費から適用する。

(施行前準備行為)

2 この条例の規定による受給資格認定及び受給資格認定のために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

#### 附 則 (平成22年条例第38号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の松浦市子ども医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

#### 附 則 (平成27年条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の松浦市子ども医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

(施行前準備行為)

- 3 この条例の規定による受給資格認定及び受給資格認定のために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。